

支払業務、保険者業務、法人運営に関する論点 (第7回の議論のテーマ関係)

I. 支払業務関係

- 平成23年度からレセプトの原則電子化が図られるが、電子レセプトの支払期間の短縮化につなげられないか。
- 電子レセプトの支払期間の短縮化については、一部、紙レセプトがある中で、どこまで短縮化が可能か。

II. 保険者業務関係

- 国保連が保険者業務や市町村からの受託業務を行っていることと、支払基金と国保連との統合の関係について、どのように考えるか。

(これまでの主な意見)

- ・ 国保連は、保険者機能も有しており、組織体としてそのまま統合することはできない。
- ・ 国保連は、市町村の保険者としての業務の代行と、市町村が共同で実施する業務を代行しており、県民へのジェネリックの情報提供など、保険者の負担を減らす取組もしている。
- ・ 支払基金と国保連の統合の議論は、国保連が果たしている保険者業務の機能など、国保連と支払基金との違いを十分に踏まえるべき。

III. 法人運営関係

(1) レセプトの電子化に対応した業務の効率化について

- 支払基金と国保連は、業務コストの効率化、システムチェック等の均一化の観点から、レセプトの電子化に対応したシステムの共同開発や共同利用の取組を、一層進める必要があるのではないか。また、審査支払機関の競争の促進と、システムの共同開発・共同利用は、どこまで両立できるのか。

- 支払基金の「サービス向上計画（案）」をどのように評価するか。

（これまでの主な意見）

- ・ 国全体で最適になるようなプラットフォームはコンピュータシステムを一つで運用するなど、現在のシステムがきちんと機能しているかどうかを検証する必要がある。

（参考）審査支払機関における共同開発・運営の取組

- ・ 支払基金は、レセプト電算処理システムの開発に当たって、レセプトの情報を電子的に記録するための仕様のほか、診療行為等のデータベース（基本マスタ）や医療機関マスタを作成するとともに、国保中央会等に提供している。
- ・ 支払基金は、平成22年3月に「医科電子点数表」を作成して、ホームページで公表した。

（2）統合又は競争の視点からの業務の効率化、コスト比較について

- 業務の効率化の観点から、都道府県単位、ブロック単位又は全国レベルで、支払基金や国保連が業務を集約化・委託・共同処理することについて、どのように考えるか。
- 支払基金は、各支部で共通の手数料となっているが、コスト構造を国保連と比較する観点から、共通のシステム経費等はレセプト件数で按分するなどの方法により、支部別の手数料を試算することが可能か。
- 国保連では、コスト構造を明確化し、運営の透明性を高めるとともに、市町村国保以外の者が審査を委託した場合の手数料を明らかにすべきではないか。

（これまでの主な意見）

- ・ 保険者が審査機関を選択する上でも、手数料の違いの原因を明らかにし、分かりやすく比較できるような形で示す必要がある。
- ・ 国保連の審査手数料の評価に当たっては、審査機能のコストと保険者としてのコストを区分して評価する必要がある。

（参考）支払基金の管理業務の集約

- ・ 支払基金は、国からの要請を受けて実施している、高齢者医療制度や介護保険制度等における支援金、納付金等の徴収及び交付金の交付等の事業については、特別会計を設け、審査及び請求支払の業務に係る一般会計とは区分して経理している。

- ・ 支払基金では、支部ごとに処理されている資金管理業務を平成 23 年度から本部で一括処理し、効率化を図る方針である。また、支部ごとに処理されている庶務・会計の管理業務のうち、集約可能なものを本部又は各ブロックで中核となる支部に集約する方向で検討する。

(3) その他の法人運営（保有資産、財務、契約適正化等）をめぐる課題

- 支払基金の「サービス向上計画（案）」における保有資産等の整理合理化について、どのように評価するか。
- 国保連においても、レセプト電子化等に伴い、業務運営の見直しを行うべきではないか。
- 保険者支援の観点からの新たな業務の拡大について、どのように考えるか。

(参考)

- ・ 支払基金では、正常分娩に係る出産育児一時金の直接支払や柔道整復療養費の代理受領の業務など、新規事業を実施するために必要な制度改正を要望している。
- ・ 国保連では、今後、一次審査における被保険者資格の確認や、診療報酬と介護報酬の突合審査を実施する方針であるほか、柔道整復療養費の全国決済の制度化に向けた環境整備を要望している。

以上